

平 29 福情答申第 6 号

平成 29 年 11 月 27 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(住宅都市局住宅部住宅計画課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づき,平成 28 年 11 月 15 日付け住計第 324 号により諮問を受けました下記の審査請求について,別紙のとおり答申いたします。

記

「平成 23 年度から公文書の公開請求日までに福岡市が原告となって提起した裁判の被告名及び事件番号が記録された文書」の非公開決定の件

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 23 年度から公文書の公開請求日までに福岡市が原告となって提起した裁判の被告名及び事件番号が記録された文書」（以下「本件対象文書」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った平成 28 年 6 月 16 日付けの本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「平成 23 年度から公文書の公開請求日までの福岡市が原告となって提起した裁判の被告名及び事件番号と訴状のすべて」について平成 28 年 5 月 19 日に公開請求を行なった。
- (2) 実施機関は、本件対象文書については、平成 28 年 6 月 16 日に、条例第 11 条第 2 項の規定により本件決定を行い、訴状については、同条第 1 項の規定により、平成 28 年 6 月 16 日、同年 7 月 22 日、同年 9 月 30 日、同年 10 月 20 日に一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成 28 年 10 月 20 日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

- (1) 本件非公開決定処分の取り消しを求める。

(2) 他の自治体では、裁判の事件番号は公開されている。隠ぺいすることなく事件番号を公開すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年7月12日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

審査請求人が求めている文書は、「福岡市が原告となって提起した裁判の被告名及び事件番号が記録された文書」であり、それらが記載されている、福岡市が原告となり、市営住宅の明け渡し、滞納家賃の支払等を求めた訴訟の提起、遂行のために作成した文書を本件対象文書として特定した。

(3) 処分庁が決定処分を行うに至った理由

公文書の公開については、条例第7条において、実施機関は公開請求がなされた際に、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないが、公開請求の対象となる公文書に同条各号に規定する情報のいずれかが記録されている場合は非公開とすることができる旨が規定されている。

よって、被告名及び事件番号について、以下のとおり判断し、本件決定を行った。

ア 被告名について

被告名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開とすべきである。

イ 事件番号について

事件番号については、民事訴訟法第91条第1項で、何人も、裁判所書記官に対して、訴訟記録の閲覧を請求することができる旨規定されており、事件番号を基に事件を特定し、訴訟記録を閲覧することで、容易に訴訟記録に

記載された被告の氏名等を知ることができ、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開とすべきである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書等について

(1) 実施機関によると、本件請求については、福岡市が原告となって提起した市営住宅の明け渡し、滞納家賃の支払を求めた訴訟についての被告名及び事件番号が記録された文書の公開請求とみなし、それらの訴訟に関して作成された「期日請書」、「取下書」、「送達証明申請書」、「口頭弁論調書(判決)」、「一部取下書(請求縮減申立)」、「判決正本送達証明願」、「訴状記載事項修正上申書」、「判決確定証明申請書」、「送付書」、「訴状」、「期日呼出状」、「再送達上申書」、「判決言渡期日変更上申書」、「上申書」、「スケジュール」を本件対象文書として特定している。

(2) 当審査会において実施機関に確認したところ、被告名及び事件番号の記録されたもので、本件請求に係るすべての訴訟に共通した文書はないとのことであったが、当審査会で本件対象文書を見分したところ、各訴訟に係る被告名及び事件番号が記載されていることが認められた。よって、当審査会としては、本件対象文書については、審査請求人の請求趣旨に合致した文書であると認められるものであったことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当と判断する。

(3) ところで、審査請求人は、審査請求において被告名及び事件番号を求めているが、特定の文書に係る被告名や事件番号を求めている。また、本件対象文書の特定について、これまでに、審査請求人から、特段の反論はなされていない。よって、当審査会としては、実施機関が特定した文書に係る事件番号及び被告名について、条例第7条第1号該当性を検討する。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号(以下「第1号」という。)は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

ア 被告名について

本件対象文書は、福岡市が原告となり、市営住宅の明け渡し、滞納家賃の支払等を求めた訴訟の提起、遂行のために作成した文書であり、それらに記載された被告名は特定の個人の氏名であり、第1号に規定する個人情報に該当することは疑いがない。

また、第1号ただし書のアからウまでに該当する事情も認められないため、当該情報を非公開とした実機機関の判断は妥当である。

イ 事件番号について

民事訴訟法第91条第1項においては、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧をする際には、訴訟記録の事件番号、当事者

氏名等で訴訟記録を特定することが事実上要請されており、また、同法第92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される場所である。

さらに、同法第91条第3項で、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と定められており、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等が認められていない。

よって、これらのことから、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられていたとしても、このことをもって、事件番号が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

以上のことから、事件番号は第1号本文前段に該当し、同号ただし書のアに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書のイ及びウにも該当しないことは明らかである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月15日	実施機関が審査会に諮問
平成29年3月22日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年6月14日（第1部会）	審議
平成29年7月12日（第1部会）	実施機関より意見聴取
平成29年8月2日（第1部会）	審議
平成29年9月6日（第1部会）	審議
平成29年10月4日（第1部会）	審議

平成 29 年 11 月 7 日 (第 1 部会)

審議

第 6 答申に関与した委員

田邊 宜克, 石森 久広, 五十川 直行, 馬場 明子